山形県運用内規

- ① 代表者のJDSF会員登録「本籍」は、自ら代表を務めるサークルでなくとも良い
- ② サークルの指導者はJDSF公認指導員が望ましいが(規定)、プロ教師であってもJDSF公認指導員以外のアマチュアであっても、信頼される指導者であれば誰でも良い。
- ③ 教室経営者と友好的にサークルを運営することであれば、教室内にサークルを作っても良い。但し、規定にあるようにサークルが営利活動を行ってはならない。
- ④ サークル会員にプロ教師が入ってもかまわない。また、本人より申請あれば山形県連はJDSF会員登録を行う。
- ⑤ 第6条(JDSF 会員の都道府県連盟直接所属の特例)の山形県連盟直接所属の期間について、運用詳細は「山形県ダンススポーツ連盟会員登録業務についての施行細則」及び「山形大吉倶楽部」会員規則細則にて定める

付則

平成16年4月4日制定施行 山形県連理事会にて決定 平成21年10月26日改定